

## 消費者モニターを募集します

日常生活に照らして、消費者としての意見や情報を公正取引委員会に提供していただく、平成3年度の消費者モニターを募集します。

対象 20歳以上

年2回の研修会への出席、アンケート調査への回答、意見や情報の提供

任期 平成3年4月～4年3月

謝礼 年1万2千円

応募方法 申込用紙に記入して、公正取引委員会高松地方事務所総務課(〒760-高松市松島町一一七一三三)まで提出して

2月16日～2月20日(当日消印有効)

市・県民税(4期分)、国保税(5期分)納期限は1月末日です。市税は納期内に納付しましょう

※口座振替をご利用の方は引き落とし不能にならないよう納期限前に口座の残金をお確かめください。

□ 応募期間 1月16日～2月20日(当日消印有効)

※申込用紙と応募要綱は、高松地方事務所のほか、県庁、消費生活センター、市役所企画課にあります。

大正9年12月

生まれの方

老人医療受給手続きを

大正9年12月生まれの方は、

がきました。また、65歳以上で身体障害者手帳の1級から3級まで、聴覚・言語・下肢障害

の場合は一部4級までと同程度の障害の認定を受けた方は、老

人医療の該当となります。

障害年金証書、身体障害者手帳などの障害の程度を証明する

ものと医療保険証、印鑑を持つ、保健課給付係で手続きをしてください。

今月から「老人医療受給資格」

ができます。また、65歳以上

で身体障害者手帳の1級から3級まで、聴覚・言語・下肢障害

の場合は一部4級までと同程度の障害の認定を受けた方は、老

人医療の該当となります。

障害年金証書、身体障害者手

帳などの障害の程度を証明する

ものと医療保険証、印鑑を持つ、保健課給付係で手続きをしてください。

今月から「老人医療受給資格」

ができます。また、65歳以上

で身体障害者手帳の1級から3級まで、聴覚・言語・下肢障害

の場合は一部4級までと同程度の障害の認定を受けた方は、老

人医療の該当となります。

障害年金証書、身体障害者手

帳などの障害の程度を証明する

ものと医療保険証、印鑑を持つ、保健課給付係で手続きをしてください。

今月から「老人医療受給資格」

ができます。また、65歳以上

で身体障害者手帳の1級から3級まで、聴覚・言語・下肢障害

の場合は一部4級までと同程度の障害の認定を受けた方は、老

人医療の該当となります。

## ●移動図書館カレンダー

日	曜	場 所		時 間	
16	火	明見保育所 10:00～10:30	星神社前 10:40～11:00	鈴木理髮店西側 11:10～11:30	医大中島宿舎 1:30～2:10
30	水	医大蒲原宿舎 10:10～10:50	定林寺公民館 11:00～11:30	エレファント駐車場 2:30～3:00	岡豊小学校 3:10～3:50
31	木	久礼田保育所 10:30～11:00	市農協久礼支所 11:10～11:30	植野公民館 2:00～2:30	岡林裕展氏宅前 2:40～3:10
5	火	市農協原支所 9:30～10:00	奈路公民館 10:20～10:50	奈路小学校 11:00～11:30	笠の川公民館 1:30～2:00
6	水	十市保育所 9:40～10:10	札場バス停前 10:20～10:50	丸十園芸組合前 11:00～11:30	十市小学校 12:50～1:20
7	木	中沢建材店前 9:40～10:10	福生保育所 10:20～10:50	かりやストア前 11:00～11:30	小久保公民館 2:00～2:20
8	金	里保育所 10:00～10:30	浜改田公民館 10:40～11:30	松村鉄工所前 2:20～2:40	三和地区公民館 2:50～3:20
					三和小学校 3:30～4:00

\*市立図書館の開館時間は午前9時～午後5時で、毎週月曜日の午後及び日曜日、祝祭日、毎月末日は休館です。

## 市の統計12月

面積 125.11km<sup>2</sup> (平成2年12月31日現在)

### 《人の動き》

人口	47,475人
男	22,889人
女	24,586人
前月比	0人
世帯数	17,207世帯
出生	34人
死亡	39人
転入	112人
転出	107人

### 《交通事故》

発生件数	28件
死者	0人
傷者	32人
《火災》	1件
発生件数	1件
建物	1件
山林	0件
その他	0件
被 傷 額	1,041万円

### 《救急》

出勤回数	95回
急病	46回
交通事故	24回
一般事故	13回
その他	12回
《その他》	36回
建築確認申請	19件
開発許可申請	8件
農地転用許可申請	

南国市役所……〒783 南国市大塙甲2301 ☎⑥2111(代)

十市支所☎⑥0347 岡豊支所☎⑥0386 領石支所☎⑥0020

## 家屋を取り壊したら

せんので、取り壊しの申告をしてください。  
申告用紙は市役所税務課にあります。なお、申告は1月31日までにお願いします。

申告用紙は市役所税務課にあります。

市役所税務課資産税係 (☎⑥2111内線151)まで。

【税務課】

資産税からは課税対象となりま

せん。

取り壊し家屋の聞き取りをしてきている場合は申告の必要はありません。

## 市税のはなし④

申告を

場合等には、現に所有している人が税を納めることになります。

◇償却資産

償却資産とは、会社や個人で工場や商店などを経営している

方が、その事業のために用いることができる、構築物、機械及

び装置、船舶、航空機、工具・器具・備品などの事業用資産で

ます。ただし、取得価格が20万円未満または耐用年数1年未満の場合は、原則として課税対象と

なりません。

なお、このような事業用資産をお持ちの方は、その資産の所

在する市町村役場へ、毎年1月

1月現在の資産所有状況(資産の種類、取得価格、取得時期、

耐用年数など)を1月31日までに申告していただくことになります。

1月現在の資産所有状況(資産の種類、取得価格、取得時期、

耐用年数など)を1月31日までに申